

## 外貨持込、外貨持出について

チュニジア入国時に、手持ちの現金等の申告をしていなかったために、出国時にそれらを当局に没収される事案が発生しております。

出入国時の小切手や現金の国内持込、国外持出に関するルールは以下のとおりです。

|       |  |
|-------|--|
| 入国時持込 | <u>20,000DT相当以上は申告が必要。</u> 持込可能な金額に上限はなし。<br>20,000DT未満であっても、当地銀行口座へ持込外貨を入金する場合は「外貨持込申請書」が必要。また、当地銀行のクレジットカード一体型キャッシュカードを作成する場合、発行手数料が口座から引き落としされるので、当該申告書が必要。                       |
| 申告場所  | 空港制限区域内の外貨申請カウンター (Déclaration de Devises)   |
| 申告費用  | 10DT   |
| 有効期間  | 発行日から起算して3か月間であるが、その間に申告者が1度でも国外へ出てしまうと、その時点で当該申告書は無効となるので注意が必要。   |
| 出国時持出 | <u>5,000DT相当以上は当該外貨持込時の申告書が必要。</u>   |
| 注意事項  | 30,000DT相当を超える外貨は国外持出不可。<br>チュニジア・ディナール貨の国外持出しは一切不可。<br>※20,000DT相当未満の外貨持込に申告の義務はないものの、帰国時に5,000DT相当以上の外貨を持ち出す可能性がある場合は、外貨持込時の申告書が必要となるため、入国時持込が20,000DT相当未満であっても入国時に申告する必要がある点に要留意。 |

(2024年3月現在)

最新の情報、詳細は税関のHPをご確認ください。

<https://www.douane.gov.tn/devises-et-change/>